

第 2 5 号 その他のもの

1 趣旨

開発審査会審査基準第 1 号から第 2 4 号までの各号に該当するものの他特にやむを得ないものとして、個別・具体的に判断し、当該土地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められるものについては開発審査会に付議できるものとする。